

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)
 第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模) 第二条の三 法第十六条第一項(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の数が二百両であることとする。</p>	<p>(安全管理規程を定める貨物自動車運送事業者の事業の規模) 第二条の三 法第十六条第一項(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の国土交通省令で定める規模は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の数が三百両であることとする。</p>

附 則

- (施行期日)
 1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
 (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置)
 2 この省令の施行の際現に一般乗用旅客自動車運送事業(その事業の規模が第一条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であつて第一条による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模以上であるものに限る。)を経営する者は、同項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をするものとする。
 (貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴う経過措置)
 3 この省令の施行の際現に一般貨物自動車運送事業(その事業の規模が第二条による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「旧規則」という。)第二条の三に規定する規模未満であつて第二条による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「新規則」という。)第二条の三に規定する規模以上であるものに限る。)又は特定第二種貨物利用運送事業(旧規則第三十四条において準用する旧規則第二条の三に規定する規模未満であつて新規則第三十四条において準用する新規則第二条の三に規定する規模以上であるものに限る。)を経営する者は、同条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をするものとする。
- 国土交通省令第七十四号
 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第十五条の三第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため道路運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十九年十二月二十八日
 国土交通大臣 齋藤 健
 国務大臣 齋藤 健
- 道路運送法施行規則の一部を改正する省令
 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(事業計画) 第四条 (略) 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について第九条の二に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(第九条の三第一項第二号から第五号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。)における協議を経たときは、その添付を省略することができる。 一〇五 (略) 3 (略) 4 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。この場合において、第二項ただし書の規定を準用する。 一〇六 (略)</p>	<p>(事業計画) 第四条 (略) 2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。 一〇五 (略) 3 (略) 4 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。 一〇六 (略)</p>

5 (略)

6 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

一〇四 (略)

7・8 (略)

(申請書に添付する書類)

第六条 (略)

2 法第四条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類について、第九条の二に規定する地域公共交通会議又は協議会における協議を経たときは、その添付を省略することができる。

3 法第八条第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新を受けようとする者は、第一項第二号及び第八号から第十一号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

4・5 (略)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 (略)

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調つてい

3 (略)

(事業計画の変更の認可申請)

第十四条 (略)

2 前項の申請書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

3 (略)

第十五条の五 (略)

2 前項の届出書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

一・二 (略)

3 法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める場合における同項の路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の届出書には、前項第二号の書類に代えて、当該路線の休止又は廃止が旅客の利便を阻害しない旨を証する書類を添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

(運行計画の届出等)

第十五条の十三 (略)

2 運行計画の設定又は変更(運行系統の変更に係る場合に限る。)の届出書には、運行系統図を添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

5 (略)

6 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した図面を添付するものとする。

一〇四 (略)

7・8 (略)

(申請書に添付する書類)

第六条 (略)

(新設)

2 法第八条第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新を受けようとする者は、前項第二号及び第八号から第十一号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

3・4 (略)

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)

第九条 (略)

2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(第九条の三第一項第二号から第五号に掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。)において協議が調つてい

3 (略)

(事業計画の変更の認可申請)

第十四条 (略)

2 前項の申請書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

3 (略)

第十五条の五 (略)

2 前項の届出書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

3 法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める場合における同項の路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の届出書には、前項第二号の書類に代えて、当該路線の休止又は廃止が旅客の利便を阻害しない旨を証する書類を添付しなければならない。

(運行計画の届出等)

第十五条の十三 (略)

2 運行計画の設定又は変更(運行系統の変更に係る場合に限る。)の届出書には、運行系統図を添付しなければならない。

<p>(事業計画) 第二十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第十四条第一項(第二号に係る部分を除く。)、第二項(ただし書を除く。)、及び第三項の規定は、法第四十三条第五項において準用する法第十五条の規定による特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可申請及び変更の届出について準用する。</p>	<p>(事業計画) 第二十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第十四条第一項(第二号に係る部分を除く。)、第二項及び第三項の規定は、法第四十三条第五項において準用する法第十五条の規定による特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可申請及び変更の届出について準用する。</p>
--	---

附則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

○国土交通省令第七十五号

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項の規定に基づき、船舶消防設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣 齋藤 健

船舶消防設備規則の一部を改正する省令

船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(油だきボイラ室等における消防設備) 第四十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一種船等には、油だきボイラ室に、容量が百三十五リットル以上の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を一個備え付けなければならない。この場合において、当該消火器には、油だきボイラ室及び燃料油設備の一部がある場所のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添えなければならない。ただし、油だきボイラのある場所に機関室所消火装置を備え付ける場合には、当該消火器を備え付けることを要しない。</p> <p>4 沿海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船には、油だきボイラ室に、容量が四十五リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を一個備え付けなければならない。ただし、油だきボイラのある場所に機関室所消火装置を備え付ける場合には、当該消火器を備え付けることを要しない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第五十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の船舶には、油だきボイラ室に、容量が百三十五リットル以上の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器(油だきボイラの出力が百七十五キロワット未満である場合には、容量が四十五リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器)を一個備え付けなければならない。この場合において、当該消火器には、油だきボイラ室及び燃料油設備の一部がある場所のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添えなければならない。ただし、油だきボイラのある場所に機関室所消火装置を備え付ける場合には、当該消火器を備え付けることを要しない。</p>	<p>(油だきボイラ室等における消防設備) 第四十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一種船等には、油だきボイラ室に、容量が百三十五リットル以上の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を一個備え付けなければならない。この場合において、当該消火器には、油だきボイラ室及び燃料油設備の一部がある場所のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添えなければならない。</p> <p>4 沿海区域又は平水区域を航行区域とする第二種船には、油だきボイラ室に、容量が四十五リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器を一個備え付けなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第五十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の船舶には、油だきボイラ室に、容量が百三十五リットル以上の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器(油だきボイラの出力が百七十五キロワット未満である場合には、容量が四十五リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等以上の効力を有する消火器)を一個備え付けなければならない。この場合において、当該消火器には、油だきボイラ室及び燃料油設備の一部がある場所のいずれの部分にも達することができるホースをリールに巻いて添えなければならない。</p>

附則

この省令は、公布の日から施行する。